

平成27年（2015年）6月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成27年6月9日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成27年6月9日（火）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量
16番	平野倅規		

不 応 招 議 員

12番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	竹内康雄
会計管理者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財政課長	井谷 哲	危機管理課長	上野和彦
企画課長	中場 幹	税務課長	中村吉伸
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷真吾
環境管理課長	玉津裕一	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	植地俊文
水道課長	久保建作	海山総合支所長	上村康二
教育長職務代理者	森本 鑛平	学校教育課長	玉津武幸
生涯学習課長	宮原俊也	監査委員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	奥村能行
書 記	奥川賀夫	書 記	上野隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

14番 平野 隆久                      15番 中津畑正量

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

**東清剛議長**

皆様、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は15名でありまして、定足数に達しております。

なお、12番 東篤布君から所用のため、遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

開会にあたり、1件ご報告を申し上げます。

皆様ご存じのとおり、この度、安倍教育長が病氣療養中のところ、去る6月6日にご逝去されました。

ここに皆さんとともに、故人のご冥福をお祈りし、1分間の黙祷を捧げたいと思います。

それでは、ご起立をお願いいたします。

黙祷。

(出席者全員で黙祷)

**東清剛議長**

どうもありがとうございました。

**東清剛議長**

それでは、ただいまから平成27年6月紀北町議会定例会を開会いたします。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会においては、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を事務局長に朗読させます。

谷事務局長。

**谷吉希議会事務局長**

おはようございます。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読いたします。

平成27年6月紀北町議会定例会会期日程表

日程第1日、6月9日、火曜日、9時30分、本会議、開会、議案上程、説明、質疑、委員会付託。一般質問受付は午後5時までとなっております。

第2日、6月10日、水曜日、休会、常任委員会予定日。

第3日、6月11日、木曜日、休会、常任委員会予定日。

第4日、6月12日、金曜日、休会、常任委員会予備日。

第5日、6月13日、土曜日、休日。

第6日、6月14日、日曜日、休日。

第7日、6月15日、月曜日、休会、常任委員会予備日となっております。

第8日、6月16日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、6月17日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、6月18日、木曜日 9時30分、本会議、一般質問。

第11日、6月19日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会となっております。

以上で、会期日程を終了します。

続きまして、議事日程を朗読いたします。

平成27年6月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年6月9日（火曜日）午前9時30分開議

- |     |   |
|-----|---|
| 第1  | 会議録署名議員の指名                                      |
| 第2  | 会期の決定   |
| 第3  | 諸般の報告   |
| 第4  | 行政報告  |
| 第5  | 議案第41号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第6  | 議案第42号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例                    |
| 第7  | 議案第43号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例                    |
| 第8  | 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて                        |
| 第9  | 議案第45号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について                   |
| 第10 | 議案第46号 財産の無償譲渡について                              |
| 第11 | 議案第47号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第2号）                   |
| 第12 | 報告第1号 平成26年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について               |

第13 報告第2号 平成26年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について

第14 報告第3号 専決処分の報告について

第15 請願案件

以上でございます。

**東清剛議長**

これより、本日の会議を開きます。

---

### 日程第1

**東清剛議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

14番 平野 隆久君

15番 中津畑正量君

のご兩名を指名いたします。

---

### 日程第2

**東清剛議長**

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月9日から6月19日までの11日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月9日から6月19日までの11日間とすることに決定しました。

---

### 日程第3

#### 東清剛議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月2日に議会運営委員会が開催され、6月定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認等について報告申し上げます。

まず、町長からの提出議案であります。本定例会において提出され、受理した案件は、議案については第41号から第47号までの7件、報告案件が3件、請願案件が1件の計11件となっております。

なお、要望書につきましては、町外からのものであるため、議員の棚に配付しております。

次に、6月定例会における一般質問についてであります。日程は3日間を予定しておりますが、通告書を締め切った時点で、一般質問の日程を調整させていただくこととなります。通告書の受付であります。本日、午前8時30分から受付を開始し、締め切りは午後5時までとなっております。

質問の内容については、具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで要旨が記載されていない通告書は受理しない場合もありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、平成26年度普通会計の2月・3月・4月分と、平成27年度普通会計の4月分、平成26年度水道事業会計の2月・3月分と平成27年度4月分について、同条第3項の規定による監査委員からの報告を受けております。

報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会の開催についてであります。6月23日、火曜日、午前10時から紀北広域連合議会の開催、紀北消防組合議会は、午後1時30分からという連絡を受けております。

組合議会議員におかれましては、出席いただくようお願い申し上げます。

次に、慶弔関係であります。元紀北町議会議員の世古勝彦氏が、議会の使命達成に向けた献身的な努力を重ね、紀北町の均衡ある発展と一体感の醸成のために尽力し、町政の

発展と公共の福祉の向上に献身的に努力されたことにより、旭日双光章を受けられましたので、ご報告申し上げます。

次に、教育委員会委員の異動についてであります。

新しい教育委員会制度により、森本教育委員が教育長の職務代理者となられますので、ご報告申し上げます。

次に、地方自治法第 121条の規定による、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ、森本教育長職務代理者、松永監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第 4

##### 東清剛議長

次に、日程第 4 行政報告について町長から申し出がありますので、許可することにしたします。

尾上町長。

##### 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、3件の行政報告をさせていただきます。

最初に、平成26年度会計別決算の状況についてでございます。

お手元に配付いたしました資料をご覧いただきたいと思います。

この度、平成26年度における各会計別の決算額及び繰越額が確定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算額が99億 5,079万 7,184円、歳出決算額が、94億 7,747万 1,599円、差引4億 7,332万 5,585円が繰越額となり、このうち繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源 2,321万 2,191円を差し引いた実質収支は4億 5,011万 3,394円となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰越額が 410万 3,267円、介護サービス事業特別会計の繰越額は 248万 7,208万円、後期高齢者医療特別会計の繰越額は 3,348万 3,059円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入支出差引額が 2億 216万 813円の不足で、このうち消費税相当額の 1,186万 1,925円を差し引いた純損失は 2億 1,402万 2,738円となりました。

資本的収支では、収入支出差引額が 1億 8,847万 2,037円の不足となりましたが、この不足分を損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

続きまして、紀勢自動車道紀北パーキングエリア及び始神テラスのオープンについてでございますが、紀勢自動車道紀北パーキングエリアと始神テラスが、6月28日（日曜日）にオープンをいたします。

当日は、午前中に国土交通省と紀北町が共催で記念式典並びにイベントを開催いたします。イベントでは、コンサートや餅まきなどを開催し、多くの町民の方々にも参加いただけるよう、シャトルバスの運行も予定をしているところでございます。

議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ではありますが、ご出席いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、地域自治区廃止後の海山の字名に関する検討結果についてでございます。

まず、先般実施しましたアンケート結果からご報告申し上げます。

アンケート対象世帯数 3,990世帯中、返信数は、2,196世帯で、返信率は55.04%でありました。

その内、海山の13地区すべての字名に「海山」と加えることに賛成が 1,118世帯 50.91%、反対が 1,049世帯 47.7%であり、賛成が 3.14%上回っております。

居住地区のみを考えた場合については、字名に「海山」と加えることに賛成が 1,046世帯 47.63%、反対が 1,083世帯 49.32%であり、賛成よりも反対が0.92%上回っております。

地区別に見た場合は、海山の13地区すべての字名に「海山」と加えることに、賛成が反対を上回っている地区が8地区あり、最も賛成が多い地区で 59.09%となっております。

また、居住地区のみを考えた場合については、賛成が反対を上回っている地区が5地区あり、最も賛成が多い地区で 54.55%となっております。

次に、調査対象の全世帯数から見た場合には、すべての字名に海山を加えたいとするこ



とに、賛成が 28.02%、居住地区のみを考えた場合では、賛成が 26.22%となっております。

この結果から導き出されることといたしましては、まず、アンケートの回答数から見た場合、すべての字名に海山を加えることについては、賛成がわずかに反対を上回っているものの拮抗しており、地区別に見た場合にも、突出して賛成が多い地区はございませんでした。

また、未回答世帯が 44.96%ありましたが、その多くについては、積極的に字名に「海山」を加えたいということではないと考えられます。

つまりは、調査対象の全世帯数から見た場合、賛成の割合が、28.02%であることから、高い数値とは言いがたいものでございます。

以上のことから、私といたしましては、いずれの観点からも、積極的に字名に海山を加えることを望む住民が、大勢を占めるということではないと考えられることから、地域自治区廃止後の海山の字名につきましては、「海山」を加えることとせず、法に基づく「地域自治区の廃止」による住居表示とさせていただきたいと考えております。

議員の皆様をはじめ、町民の皆様には、どうか、ご理解をお願い申し上げます。

以上、報告をいたしまして、6月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。ありがとうございます。

#### **東清剛議長**

訂正がありますか。

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

訂正です。

その内、海山の13地区すべての字名に、「海山」と加えることに賛成が 1,118世帯 50.91%、反対が 1,049世帯47.77%が正解でありまして、先ほど私は47.7%と申し上げたようでございます。したがって、反対が 1,049世帯47.77 %であり、賛成が3.14%上回っておりますというのが正解でありますので、訂正をお願いいたします。

#### **東清剛議長**

以上で、行政報告を終わります。

## 日程第5～日程第11

### 東清剛議長

お諮りします。

日程第5 議案第41号から、日程第11 議案第47号までの7件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、議案7件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、最初に提案者から、一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第41号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第43号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例であります。見千代鼻教育集会所の解体に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、紀北町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により同日付けで専決処分をいた

したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第45号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてであります。小型動力ポンプ付積載車の購入契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第46号 財産の無償譲渡についてであります。紀北パーキングエリア内に国土交通省が整備したトイレの増設に係る負担工事として施工した浄化槽設備設置工事が完成したので、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所に無償譲渡するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,404万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億1,508万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、7件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

#### **東清剛議長**

以上で、提案理由の説明を終わります。

続いて、各議案の内容説明を求めます。

議案第41号についての内容説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

#### **大谷眞吾福祉保健課長**

おはようございます。

議案第41号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第41号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正の内容につきましては、3ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

3ページ、左が新、右が旧の条例でございます。

第29条第3項中の小規模保育事業所A型の職員につきましては、旧条例では保健師とアンダーラインの又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができると規定していますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等の施行に伴い、新条例では、准看護師を追加して、アンダーラインの、看護師又は准看護師に改めるものでございます。

第31条第3項の小規模保育事業B型の職員及び第44条第3項の保育所型事業所内保育事業所の職員、第47条第3項の小規模型事業所内保育事業所の職員の規定につきましても、同様に改めるものでございます。

2ページにお戻りください。

附則につきましては、この条例は、公布の日から施行し、改正後の紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成27年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第41号の内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 東清剛議長

次に、議案第42号の内容説明を求めます。

脇住民課長。

#### 脇俊明住民課長

それでは、議案第42号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の4ページをご覧ください。

議案第42号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正す

る。

平成27年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

さて、この度の改正内容でございますが、主な内容といたしましては、国民健康保険料の軽減措置の拡充、国民健康保険料の賦課限度額の見直し、時限措置でありました医療費共同事業の恒久化に伴う条例第13条の改正でございます。

順番にご説明させていただきます。

まず、国民健康保険料の軽減措置の拡充についてでございますが、内容につきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を、24万5,000円から26万円に変更するとともに、2割軽減の基準については被保険者に乗ずる金額を、45万円から47万円に変更するものでございます。

なお、国民健康保険料の算定につきましては、当町は4方式をとっておりまして、所得割、資産割、均等割、平等割の合計により、各世帯の保険料を決定しております。

その保険料の算定におきまして、所得の低い世帯については均等割、平等割に対して、所得に応じて7割、5割、2割の軽減をしており、今回の改正は軽減措置のうち、5割軽減と2割軽減に対するの措置でございます。

5ページにつきましては、改正文でございますが、第1条の下から2行目ないし1行目が本案の改正内容でございます。

この改正は、附則第1項前段のとおり、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するもので、附則第2項につきましては、経過措置を定めたものでございます。

次に、条例における字句等の整理について、ご説明させていただきます。

第1条、上から3行目の第13条中「第21条の2」を「第34条に」、第1条、下から6行目から3行目にかけて、第17条第1項第1号及び第2号中、同じく第22条の6第1項及び第2号中、同じく第27条第1項第1号及び第2号中「得た額」を「得た数」に改めるものでございます。

次に、国民健康保険料賦課限度額の見直しについてでございますが、内容につきましては

は、保険料のうち、基礎賦課額、これに係る賦課限度額を「51万円」から「52万円」に。

後期高齢者支援金等賦課額、これに係る賦課限度額を「16万円」から「17万円」に。

介護納付金賦課額、これに係る賦課限度額を「14万円」から「16万円」に引き上げるものでございます。

5 ページの第2条が本案の改正内容でございます。

賦課限度額の改正につきましては、本町のこれまでの改正経緯や周知期間を考慮いたしまして、前回と同様に施行年月日につきましては、附則第1項 ただし書きのとおり、1年後の平成28年4月1日からの施行としております。

6 ページの附則第3項におきましても、先ほどと同様に、保険料における賦課限度額の経過措置につきましては、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例によるとしております。

次に、条例第13条の改正でございますが、内容につきましては、医療に要する費用を市町村が共同で負担するための交付金事業について、平成27年度から恒久化されることになったことに伴い、関係条文である条例第13条について、当該交付金事業の内容を加えるといった一部改正を行うものでございます。

5 ページの改正文でございますが、第1条の3行目から11行目までが本案の改正内容でございます。

施行年月日につきましては、附則第1項に記載のとおり、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するもので、附則第2項につきましては、その経過措置を定めたものでございます。

具体的には、7ページから9ページの新旧対照表をご覧くださいながら、ご説明させていただきます。

7 ページ、左側が新、右側が旧でございます。

7 ページの条例第13条は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定についての記載でございますが、その額は、第1号に掲げる額の見込額から、第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準とすることになっておりまして、その第1号の費用に下線部の文言を追加するものでございますが、内容は、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業、つまり保険財政共同化安定事業に要する費用と、同条同項第2号に掲げる交付金を交付する事業、つまり高額医療費共同事業に要する費用の額の2分の1に相当する額を加えるというものでございます。

8ページから9ページの第2号につきましても、法第81条の2第1項の規定による交付金、保険財政共同安定化事業交付金と、高額医療費共同事業交付金を加えるものでございます。

なお、今回の改正は、平成26年度までの措置であった共同事業を恒久化することに伴い、国民健康保険法施行令の附則において規定していたものを、同施行令の本則において規定することになったことを受け、本町におきましても条例第13条の一部を改正する内容でございます。

したがいまして、共同事業につきましては、これまでも実施してきた内容で、期限付き事業を無期限にするということだけのことでございますので、新たに事業を起こすものではなく、保険料率の変更につながるものでもございません。

10ページ、11ページにつきましては、軽減措置の拡充について、第34条の下線のとおりでございます。

12ページ、13ページにつきましては、限度額の見直しについて、第22条、第22条の12、第28条及び第34条の下線部分のとおりでございます。

以上で、議案第42号についての内容説明を終わります。

どうぞよろしく願いいたします。

#### **東清剛議長**

次に、議案第43号の内容説明を求めます。

宮原生涯学習課長。

#### **宮原俊也生涯学習課長**

それでは、議案第43号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書の14ページをご覧ください。

議案第43号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例

紀北町立教育集会所条例（平成17年紀北町条例第 164号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年6月9日提出

紀北町長 尾上 壽一

提案理由

見千代鼻教育集会所の解体に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

ます。

本条例の改正につきましては、老朽化した見千代鼻教育集会所を、本年3月に解体したため、本条例から削除するものでございます。

内容につきましては、16ページの新旧対照表をご覧ください。

右の旧条例の別表には、見千代鼻教育集会所を記載しておりましたが、左の新条例の別表では削除してございます。

なお、この条例の施行につきましては、公布の日からとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 東清剛議長

次に、議案第44号の内容説明を求めます。

中村税務課長。

#### 中村吉伸税務課長

それでは、議案第44号について、ご説明させていただきます。

議案書17ページをご覧ください。

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成27年6月9日提出

紀北町長 尾上 壽一

18ページをお願いいたします。

専決第1号

#### 専決処分書

紀北町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成27年3月31日

紀北町長 尾上壽一

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、紀北町税条例の一部を改正する必要が生じたので、同日に紀北町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしました。



今回の改正は、主に固定資産税の負担調整の継続と、平成27年度から適用することとしていた二輪車等に係る税率について、適用が1年延長された改正などがございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

なお、説明にあたりましては、法令等の引用や条項等の削除による、単に条文番号等の繰り上げ等で改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

35ページをご覧ください。

第2条 用語につきましては、番号法改正に伴う所要の整備でございます。

第23条 町民税の納税義務者等につきましては、法人町民税における恒久的施設に係る規定を、法人事業税と同様に書き下す形式にするものでございます。

続きまして、下段から37ページをお願いいたします。

第31条 均等割の税率につきましては、法人町民税均等割の適用区分である資本金等の額に係る規定の整備を行った改正でございます。

第33条 所得割の課税標準につきましては、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については所得税法の計算の例によらないものとするものでございます。

続きまして、第36条の2 町民税の申告につきましては、法人番号の規定を整備したものでございます。

39ページをお願いいたします。

第51条 41ページ、一番下の行、第71条。43ページ、第89条、第90条。44ページ、第139条の3につきましては、住民税、固定資産税、軽自動車税等の減免の申請期限が、納期限前7日から納期限に、並びに個人番号又は法人番号の規定について所要の整備を行ったものであります。

ここで、恐れ入りますが、40ページに戻っていただきたいと思えます。第63条の2、一番下の行、第63条の3。42ページ、第74条、下段の第74条の2。45ページ、第149条。48ページ、附則第10条の3につきましては、個人番号又は法人番号の規定について、所要の整備を行ったものであります。

戻りまして、46ページをお願いいたします。

附則第7条の3の2につきましては、個人住民税における住宅ローン制度について、その対象となる家屋の居住の期限を、平成31年まで延長する改正であります。

下段の附則第9条、47ページ、第9条の2につきましては、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等につきましては、特例控除額の上限を1割から2割に拡充するほか、給与所得者等が寄附金を支出する際に、合わせて申告特例の申請をすることにより、当該寄附金に係る確定申告をすることなく、控除を受けることができることについて、所要の整備を行ったものであります。

47ページの一冊下の行から、48ページをお願いいたします。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合につきましては、津波避難施設、競艇倉庫、浸水防止用施設、ノンフロン製品、サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものであります。

続きまして、51ページ、附則第11条 附則第11条の2につきましては、平成28年度、平成29年度において宅地の地価が下落した場合の価格を、下落修正ができる特例措置を継続することとした改正であります。

附則第12条、53ページ、附則第13条につきましては、法律改正に合わせ、土地に係る固定資産税の負担調整について、税負担が急増しないように、非住宅用地等の課税標準額の上限を、評価価格の70%とする措置や、固定資産税を算出するために用いる前年度課税標準額などについて、平成27年度から平成29年度までの3年間、現行の仕組みや取り扱いを継続することとした改正であります。

続きまして、54ページをお願いいたします。

附則第15条 特別土地保有税の課税特例について、平成27年度から平成29年度までの3年間、特例措置を延長する改正であります。

下段の附則第16条 軽自動車税の税率の特例につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した四輪及び三輪の軽自動車について、その燃費性に応じて平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例が規定されたことに伴う改正であります。

55ページをお願いいたします。

附則第16条の2 たばこ税の税率の特例につきましては、法律改正により3級品の税率の特例措置を、平成30年度をもって廃止することとした改正であります。

続きまして、57ページをお願いいたします。

第2条関係を説明させていただきます。

地方税法等の改正に伴い必要な条文整備を行いました。内容につきましては、附則第1

条、58ページ、附則第4条につきましては、平成26年6月議会においてご審議いただきました軽自動車の税率引き上げにつきまして、今回の税制改正で原動機付自動車及び二輪車等の軽自動車税の税率引き上げの適用開始が1年延長され、平成28年度分から適用することに伴う改正であります。

下段の附則6条につきましては、軽自動車のグリーン化特例が、附則第16条に新設されることに伴う改正であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

#### 東清剛議長

次に、議案第45号の内容説明を求めます。

上野危機管理課長。

#### 上野和彦危機管理課長

それでは、議案第45号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について、ご説明いたします。

議案書の60ページをご覧ください。

議案第45号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について

下記のとおり財産の取得のため備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 小型動力ポンプ付積載車1台購入                               |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 契約の金額  | 744万 1,200円                                   |
| 4 契約の相手方 | 三重県伊勢市上地町2691番地<br>三重保安商事株式会社<br>代表取締役社長 松本隆幸 |

平成27年6月9日提出

紀北町長 尾上 壽一

#### 提案理由

紀北町消防団海山方面隊第3分団の矢口詰所に配備する小型動力ポンプ付積載車について、買い替えによる財産の取得のため、備品購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び紀北町議会の議決に付すべき契約及び財

産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第48号）第3条の規定に基づき、議会の議決が必要なためであります。

61ページ、資料1をご覧ください。

本事業は、平成27年度小型動力ポンプ付積載車整備事業で、電源立地地域対策交付金を活用した事業であります。

まず、購入費に関しましては、契約金額が744万1,200円であります。

この契約金額は、物品価格の689万円に8%の消費税5万1,200円を加えたものであります。

入札は、一般競争入札により3社の参加があり、最低価格を提示した三重保安商事株式会社の落札となりました。

予定価格754万9,200円に対する落札率は、98.6%であります。

次に、購入物品の概要であります。購入数量等につきましては、ベースとなる車両はトヨタのトヨエース1台、積載する小型動力ポンプは、トーハツのB-3級1台、その他消防車両としての艀装一式であります。

これらの内訳であります。トヨエースをベースとする車種等につきましては、Wキャブ4WD、ディーゼルエンジンで排気量は2.982リットル、5速マニュアルトランスミッションで、乗車定員は8名であります。

小型動力ポンプにつきましては、トーハツVF53ASで、ポンプの級別はB-3級、3気筒4ストローク水冷式で、検定出力は22kw、電子制御燃料噴射式のオイルレス真空ポンプであります。艀装・取付品等は、主なものとしまして、レール引き出し式の小型動力ポンプ積載装置を備え、車体等の色はメーカー塗装の消防色で、錆止め処理を行い、ホース格納棚、赤色回転灯を設置し、電子サイレン、仕様書に記載の取付装置及び取付品、付属品を一式取り付けたものとなります。

納入期限は、平成27年12月21日であります。

62ページをご覧ください。

これは参考資料であります。この図面は、小型動力ポンプ積載車の正面、真上、後方、左右両側面の5つの方向からの立面図と、主な艀装及び付属品の設置予定等を示したイメージ図であります。

番号の1番から29番及びA、B、Cはその艀装、付属品等の設置予定位置を示しております。

以上で、議案第45号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 東清剛議長

次に、議案第46号の内容説明を求めます。

中場企画課長。

#### 中場幹企画課長

議案第46号につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書の63ページをお願いいたします。

議案第46号 財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

##### 1 無償譲渡する財産の内容

財産の名称	浄化槽（245人槽）	1基
	浄化槽に付随する設備	1式
所 在	紀北町紀伊長島区三浦 600番地	

##### 2 無償譲渡する相手方

所 在	松阪市鎌田町 144番地 6	
名 称	国土交通省中部整備局	
	紀勢国道事務所	所長 山根 孝之

平成27年6月9日提出

紀北町長 尾上 壽一

#### 提案理由

紀北パーキングエリア内に国土交通省が整備したトイレの増設に係る負担工事として施工した浄化槽設備設置工事が完成したので、国土交通省中部整備局紀勢国道事務所に無償譲渡するためであります。

この無償譲渡する浄化槽は、国土交通省が紀北パーキングエリア内に整備したトイレの浄化槽であります。国土交通省が計画時点において、紀勢自動車道の交通量や立ち寄り率から算出したトイレの規模に対し、町が整備する紀勢自動車道地域振興施設利用者のトイレ利用に応じた規模に拡大した施設とするよう国土交通省に要望し、調整した結果、町が

応分の費用を負担することで、トイレ棟全体の規模を拡大して整備していただきました。

整備の方法につきましては、1つの建物であるトイレ棟や浄化槽を国土交通省と町がそれぞれ分割して整備することは、非効率的かつ非経済的となるため、施設ごとに分担して整備を行うことで、合理的に実施することとし、国土交通省と調整の結果、トイレ棟本体を国土交通省で、浄化槽と給水引き込みを町で整備することとなり、町が整備する浄化槽設備は完成後に国土交通省に無償で譲渡することで、増設要望分を町が負担したことになります。

昨年、9月議会におきまして、浄化槽整備費を平成26年度紀北町一般会計補正予算（第2号）において上程し、お認めをいただき、浄化槽の整備をいたしました。

浄化槽が、完成いたしましたので、議会の議決をいただき、国土交通省に無償で譲渡しようとするものでございます。

なお、この浄化槽の保守点検等の管理につきましては、国土交通省が行うこととなります。

64ページの資料1をお願いいたします。

浄化槽でございますが、請負金額が2,406万2,400円、工事価格が2,228万円、消費税が178万2,400円で整備をいたしました。

工事の概要は、浄化槽設備設置工事のうち、設置用基礎工事として床堀<sup>3</sup>852m、埋戻し<sup>3</sup>732m、鉄筋工6,450kg、型枠工98m<sup>2</sup>、生コンクリート<sup>3</sup>40m。

浄化槽設備設置工事として、合併処理浄化槽（245人槽）1基、配水管29m、防護コンクリート工8mであります。

工事は、3月30日に完成をいたしております。

65ページの資料には、浄化槽の周辺の平面図でございます。

赤色で着色した部分が、今回無償で譲渡する浄化槽の位置でございます。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

#### 東清剛議長

次に、議案第47号の内容説明を求めます。

井谷財政課長。

#### 井谷哲財政課長

それでは、議案第47号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

平成27年度紀北町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,404万 5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億 1,508万 9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月9日提出

紀北町長 尾上 壽一

内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入からご説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費補助金は 4,176万円を増額し、5,592万 3,000円とするものでございます。臨時福祉給付金国庫補助金 3,271万 2,000円の増額は、民生費の社会福祉総務費、臨時福祉給付金給付事業に充当するもので、子育て世帯臨時特例給付金国庫補助金 904万 8,000円の増額は、子育て世帯臨時特例給付金給付事業に充当するものでございます。

第14款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費補助金は、3,386万 3,000円を増額し、1億 1,858万 1,000円とするものでございます。地域医療介護総合確保基金（介護分）施設整備等助成事業補助金 3,386万 3,000円の増額は、民生費の老人福祉総務費、地域医療介護施設整備費等助成事業と、地域医療介護施設開設準備経費等助成事業に充当するものでございます。

第17款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金は 592万 2,000円を増額し、4億 8,596万 5,000円とするもので、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

7ページをご覧ください。

第19款諸収入、第5項及び第6目雑入は 250万円を増額し、6,045万 2,000円とするものでございます。コミュニティ助成事業助成金は教育費の文化振興事業に充当するものでございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきますので、8ページをご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費は 523万 6,000円を増額し、2億

2,775万 2,000円とするものでございますが、本庁舎の会議室改修及び喫煙コーナー設置等に要する経費で、平成26年度に契約した庁舎改修工事において、請負業者から工事続行不能届けが提出され、契約解除したことから再度予算化し、実施しようとするものでございます。

9ページをご覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は 4,176万円を増額し、8億107万 7,000円とするものでございますが、臨時福祉給付金給付事業 3,271万 2,000円と、子育て世帯臨時特例給付金給付事業 904万 8,000円を増額し、継続するものでございます。

10ページをご覧ください。

第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費は 3,386万 3,000円を増額し、5億 1,966万 6,000円とするものでございますが、新たに創設された地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型サービス施設等の新規地域医療介護施設整備及び施設開設準備経費等の助成を行うものでございます。

11ページをご覧ください。

第8款及び第1項が消防費、第1目常備消防費は68万 6,000円を増額し、5億 8,157万 3,000円とするものでございますが、消防学校初任科教育における通学に要する経費の増により、三重紀北消防組合負担金が増額となったものでございます。

12ページをご覧ください。

第9款教育費、第5項社会教育費、第1目社会教育総務費は 250万円を増額し、1億 4,846万円とするものでございますが、コミュニティ助成事業助成金により、紀伊長島孫太郎太鼓の会の備品の整備を助成するものでございます。

以上で、議案第47号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**東清剛議長**

以上で、議案の提案説明並びに内容説明を終わります。

---

**東清剛議長**

暫時休憩いたします。

10時50分まで休憩いたします。



(午前 10時 35分)

---

**東清剛議長**

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 50分)

---

**東清剛議長**

これから、各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は、議長が宣告した議題について3回以内になっております。

委員会での審査は十分できますので、自分が所属する委員会に付託される案件については、大筋の質疑に留めていただき、詳細は委員会で行っていただくよう、ご配慮をお願いいたします。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

---

## 日程第5

**東清剛議長**

日程第5 議案第41号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第6

**東清剛議長**

日程第6 議案第42号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第7

**東清剛議長**

日程第7 議案第43号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第8

**東清剛議長**

日程第8 議案第44号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

7番 近澤チヅル君。

## 7番 近澤チヅル議員

議案44号の専決処分のことなんですけれども、国の法制改正に伴う町税の改正なのだと思うんですけれども、どのような国の法律の改正なのか。税と社会保障一体改革の中のものなのかなと思いますが、その点、税と社会保障一体改革の中のものなのかなと思いますが、どうなのかお伺いします。

### 東清剛議長

中村税務課長。

### 中村吉伸税務課長

今回の改正は、非常に幅広い範囲になっております。それで施行日のほうも平成27年4月1日というところでございまして、今回の改正につきましては、改正部分が広範囲にわたっておりまして、煩雑であり、それで国から示された準則に従って改正させていただきました。

以上でございます。

### 東清剛議長

近澤君。

## 7番 近澤チヅル議員

内容は今、説明していただいたんですけれども、その国の法律のどういう大きい流れの中で、今、消費税とかいろんなこともたくさん変わっておりますので、その中の一部なのかどうかということをお聞きしたんですが、準則の内容について今、お話をさせていただきました。そのことと、もう一度そのことについてお伺いしたいのと。

全般ということですが、自主財源の少ない当町にとって、この改正はプラスの要素が多いのか、マイナスの要素が多いのか、そのことも合わせてお伺いいたします。

### 東清剛議長

中村税務課長。

### 中村吉伸税務課長

今回の改正は、主に町県民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税という範囲で、広範囲にわたっております。その中で、町県民税におきましては、住宅ローン制度の拡充、消費税のほうは平成29年4月1日に伸びたということがありまして、それでローン制度のほうは2年の拡充になりました。軽自動車のほうにつきましては、平成27年4月1日に原動機付自転車と三輪車の軽自動車税の税率が、昨年6月議会のほうで決定されたんですけ

ど、それが1年延長になったと、そこでいうと、住民にとっては負担が少ない改正であったのかなというふうに思っています。

以上でございます。

**東清剛議長**

近澤チヅル君。

**7番 近澤チヅル議員**

初めにお伺いしました内容の、詳しい内容は今説明していただいたんですけども、消費税が今8%になって町民も大変な中で、10%になることを想定しての中の改正なのか、その税と社会保障一体改革の中の改正なのかどうかというところを、大筋でよろしいので、お答えいただきたいと思います。

**東清剛議長**

中村税務課長。

**中村吉伸税務課長**

今回の改正は消費税10%に合わせて改正というのは住宅ローン制度、そちらのほうが大きなメインになっております。それとあと、先ほど言い忘れたんですけど、たばこ税のほうにつきましても旧3級品の6項目、そちらのほうが減税税率のほうが廃止されて、平成30年度から廃止されるようなことになっております。それにつきましては、国民の健康意識とか、未成年者の喫煙を止めるとか、そこら辺があったというふうに思われています。

以上でございます。

**東清剛議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第9

**東清剛議長**

日程第9 議案第45号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてを議題といた

します。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

7番 近澤チヅル君。

#### **7番 近澤チヅル議員**

議案45号の締結について、入札のですね、お伺いいたします。

消防自動車というと、特殊な自動車だと思うんですけども、今回、3社で伊勢の方が導入されておりますけど、特殊な自動車ということで、町内から供給することを、経営されている方はいないのかなという思いもあるんですけども、やっぱり循環するには町内の人もたくさんしていただきたいんですが、どういう条件で入札の条件をされたのか、お伺いします。地域ですね。町内だけではなかったからこうなったんだと思います。全国広げたんか、三重県内だけだったのか、そこのところをお伺いします。

#### **東清剛議長**

上野危機管理課長。

#### **上野和彦危機管理課長**

近澤議員のご質問にお答えします。

今回の入札につきましては、紀北町入札参加資格者名簿、希望業種としまして、特殊車両の消防車に登録されている事業者ということで、入札のほうの公告をかけております。

これは一般競争入札で行っておりますので、範囲としては全国という形になると思います。

以上です。

#### **東清剛議長**

近澤チヅル君。

#### **7番 近澤チヅル議員**

全国へ応募されても3社しかないって、特別な車両でということなのだと思うんですけども、落札率が98.56%とお伺いしました。こういう消防の特殊なことについては、この数字は妥当というか、大体妥当な率なのかどうか、大まかでもよろしいので、お聞きしたいと思います。

#### **東清剛議長**

上野危機管理課長。

#### **上野和彦危機管理課長**

予定価格に対する落札率は98.6%であります。この予定価格を作成するにあたりましては、業者のほうから見積をとりまして、その参考見積をもとにですね、参考の見積の中で最低価格で、予定価格を作成したわけですけれども、金額的にはですね、例えば大きく3つに分かれるんですが、車両と、それから小型動力ポンプと、それから艀装という3つの分野に分かれるんですが、その中で、標準的な価格がわかっているものとしましては、車両価格がですね、大体、今回のトヨタのトヨエースでですね、標準価格というのが315万円程度だと思います。それに対して、今回、その744万1,200円の中でですね、業者のほうに聞き取りを行った結果、それは280万円程度の金額になっているというふうに聞いておりますので、予定価格に対しての落札率は98.6%ですが、標準価格に対してはかなり低い率になっているというふうに考えています。

以上です。

#### 東清剛議長

3番 奥村仁君。

#### 3番 奥村仁議員

構造について、少しお聞きしたいと思います。

消防団の消防車両なんで、消防署の車両とは違って、毎日点検等を行うものではないんですけども、現行でいろいろ使われておる団の中では、点検に行ったときにバッテリーがあがってしまっているというところがあったりして、メインスイッチを取り付けるというところがあると思うんです。

以前でも、もともとメインスイッチを付けた状態で納入されている消防車両と、新車で納入されたけどメインスイッチが付いてないので、肝心なときにバッテリーがあがっているようなところがあって、あとでメインスイッチを付けるというような作業を行っているところ、あとは、最近は大概付いているとは思いますが、エアコンが付いてない車両がかなり前からあったんですけども、途中でエアコンを取り付けるという作業がありました。これに関しては、エアコンの有無が書かれてないんですけども、それがいいのかという点と。

小型ポンプの艀装のほうなんですけども、小型ポンプの積載装置でレール引き出し式なんですけども、並行して真っ直ぐ引き出してくるようなレールのタイプと、途中から斜めに落ちて、下へ下りるんで、ポンプが乗せやすいような艀装がされているようなレールの方式というのがあると思うんですけども、そういうちょっと細かい点なんですけども、そ

の点お聞きいたします。

**東清剛議長**

上野危機管理課長。

**上野和彦危機管理課長**

まず、メインスイッチの件であります。仕様の中で操作スイッチ及び配線は専用のヒューズを介し、運転席のダッシュボード付近でとりまとめ、バッテリーとの電源を完全に遮断するメインスイッチアクセサリを取り付けるということに仕様の中でうたっております。

それから、エアコンにつきましても仕様の中で取り付けることをうたっております。

それからあと、ポンプにつきましてもはですね、仕様の中で先ほどもお話になったような仕様については限定してはおりませんが、その辺につきましてもはですね、取り扱う業者によって仕様が異なってくる場合が、その出し方によってですね、どのような形で出てくるかというのは業者によって違いますので、お話になった件につきましてもは、今後ですね、業者のほうと話をしていきたいと考えておりますので、よろしくお聞きいたします。

**東清剛議長**

奥村仁君。

**3番 奥村仁議員**

先ほど聞いた内容につきましては、仕様の中に入っているということでもわかりました。

ポンプのレール等に関してですね、業者と今から話をしていくということをお聞きしたんですけども、実際に使うのは団員のほうだと思っております。過去にもその地域の団によってですね、車庫の形状とか出動の形態とかいろいろ違うんで、できてきた車両がものすごく使いにくかったりしたこともあるんじゃないかなと思います。なんで、できる限りですね、艱装をしていく、計画していく中では、その納入先の団との聞き取りも含めて、使いやすいようなものを最初からつくるということをお願いしたいなと思っておりますけど、いかがですか。

**東清剛議長**

上野危機管理課長。

**上野和彦危機管理課長**

来年度以降ですね、仕様書作成にあたりましては、その辺につきましてもは団のほうとですね、話し合いを持つような形をとっていきなさいと思っておりますので、よろしくお聞き

たします。

**東清剛議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第10

**東清剛議長**

日程第10 議案第46号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

8番 入江康仁君。

**8番 入江康仁議員**

僕のね、ちょっと聞き間違いだったらいいんだけど、先ほど課長の説明の中でね、無償譲渡する相手先、名称で国土交通省中部地方整備局に、この提案書ではなっているんですよね。これを中部整備局と地方を抜けた。それで提案理由も同じところで国土交通省中部整備局と言ったと思うんです。これは当然ですね、財産の譲渡ですから、法務局へむいて登記するわけですよ。だからどちらが正しいのか。言うたら説明の中で単純に削除したのか、それともこのとおりの地方整備局が地方が必要なのか、そこだけお答え願います。

**東清剛議長**

中場企画課長。

**中場幹企画課長**

お答えをさせていただきます。

私、地方と読んだつもりだったんですけども、どうも聞きますと、その部分を落して読んだようでございます。正式な名称といたしまして、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所所長 山根孝之というところが、正式な名称でございます、地方というのを飛ばしたというような感じですので、訂正をさせていただきたいと思っております。正式には地方



が入ります。

以上でございます。

**東清剛議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第11

**東清剛議長**

次に、日程第11 議案第47号 平成27年度紀北町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑については分割しませんので、歳入歳出についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

7番 近澤チヅル君。

**7番 近澤チヅル議員**

歳出の8ページ、財産管理費 523万 6,000円をお伺いします。

先ほど説明で、26年度の了承を得とったんですけども、工事が不能になり解除ということになったという説明でした。こういうことは今までなかったというお話なんですけれども、一旦、工事を始めて途中で解除になったのか。それとももう初めから、入札して低い価格で決定していたのに、初めからできなかったのか。また、その原因についてどう調査されたのか、お伺いします。

**東清剛議長**

井谷財政課長。

**井谷哲財政課長**

議員の質問にお答えします。

この工事につきましては、会議室の音が反響するということと、本庁舎のね。そして海山総合支所の外壁が落下してくるというところがありましたので、その関係で予算をみて

工事発注しました。

それで、工事につきましては、海山総合支所の部分は全部完成しまして、あと会議室の関係が一部完成し、あと残っておるとい、少し残っておるとい財源でございます。40、50%ぐらいは、60%ぐらい残っておるくらいです。

そして請負業者の関係ですけれども、工事続行不能届け出というのが、平成27年2月5日に提出されまして、それでこれにつきましては、請負業者の解除通知というのを27年2月6日に送りました。それで理由としましては、資金調達が困難なためということでございます。それで向こうからの、この届けを出していただいた関係上、受注者の責めに期すべき理由により、工事が工期限内に完成しないということで、解除通知をさせていただきました。以上です。

#### 東清剛議長

近澤チヅル君。

#### 7番 近澤チヅル議員

業者の方から2月5日に、もうこれ以上工事が進行できないということで、途中で、ほかのところはやったけれどもというお話なんですけれども、やっぱり防音ですか、そういう特殊な工事だったと思うんですけれども、向こうから指名業者の指定のそういう申し込みもあったので、受けたということなんですけれども、この工事、今まではなかったことで、こういう場合の規則もあったわけなんでしょうね、受けたということは。

そして全体の工事として、前回これを全部予定どおりに工事をした場合と、このように途中で止めて、また再びこの予算を上げてせんならんというところでは、差額が出てくると思うんですけれども、そこのところの差額の問題もそうなんですけれども、一方的に、その工事の事業者の方の経営資金の問題なのか、こちらのほうに特殊な工事で単価とかそういうところに無理があったのか、そこら辺ぐらいしか私は思い浮かばないんですけれども、どちらのほうなのか、そういう協議されたのかどうか、お伺いします。

#### 東清剛議長

井谷財政課長。

#### 井谷哲財政課長

この工事につきましては、その受注者のほうから先ほども言いましたとおり、資金の調達ができないということで解除、不能届けが出されたということですので、はい。向こうの業者の関係でこういうことになったそうです。

それであると、今度、予算の関係ですけれども、一応概算で 523万 6,000円を見ておりますけれども、これからまた実施設計をしまして、契約していくという形でございます。

その単価とか歩掛りとかそういうのが、実施設計とるときに、そのときの段階で単価が上がったりする場合がありますので、そこはそういうことで、ちょっと今回の場合と違う場合が出てきますので、はい、ご了承ください。以上です。

**東清剛議長**

近澤チヅル君。

**7番 近澤チヅル議員**

よくわかったんですけど、相手の方のということで。こういう場合、指定解除というのですか、工事の指名業者から外れるということが決まりであったそうなんですけれども、それはもう期限1年とか永久にとかって、そういうものなののでしょうか。

で、罰則とか、そういう場合の規則が、具体的に、もう少し詳しくどういうことがあるのか、最後にお伺いしたいと思います。

**東清剛議長**

井谷財政課長。

**井谷哲財政課長**

指名停止の関係というのがあります。そして、これにつきましては紀北町建設工事等資格（指名）停止措置要領というのがありまして、この中の第3条に、町発注工事及び一般工事の施工に係る資格（指名）停止の決定は、紀北町競争入札審査会に諮り、町長が行うということになっておりますので、それが1つと。

それから、もう1つ、建設工事請負契約書の条項の中に、第47条第2項及び第3項の中に、請負代金の10分の1に相当する額を違約金としていただくということがあります。

それで、その指名停止の関係ですけれども、これは指名審査会に諮ろうとしたんですけども、その以前に、業者のほうから指名の登録を末梢の届けが出されていまして、その分は会議を開かず、そういう末梢ということは入札はできないという格好でございます。以上でございます。

その期限につきましては、4年間の登録がございます。今回のこの業者の方が、26年度から29年度の間の方は取りつけたということでございます。

**東清剛議長**

ほかにございませんか。

8番 入江康仁君。

#### 8番 入江康仁議員

先ほどですね、12ページの社会教育費ですね、この250万円に対して孫太郎太鼓による補正だということを説明で伺ったんですが、この孫太郎太鼓はですね、当時の県の尾鷲所長がいろんな補助金を出していただいて発足した経緯がございます。

また、その中でですね、この孫太郎太鼓250万円、今回何にするのか。それで今、孫太郎太鼓は紀北町内においてね、1年に何回ぐらいの町内イベントを行っているのか。そしてメンバーが何人ぐらいいるのか。これをちょっと先に答えていただけますか。

#### 東清剛議長

入江議員、担当委員会ではないですか。

大筋の部分だけで。

宮原生涯学習課長。

#### 宮原俊也生涯学習課長

お答えさせていただきます。

今回のコミュニティ助成につきましては太鼓の購入、それから太鼓の革の張り替え、それからばち、それから太鼓台というものの購入に対して、助成をさせていただくことになってございます。孫太郎太鼓の活動につきましては、地域の祭り、行事、あるいは各種団体の催し物、燈籠祭とかですね、そういうものに随時、年を通じて出演をされております。

それから、会員につきましては、今、正確な数字を持ち合わせていないんですけども、10数人というふうに聞いてございます。以上でございます。

#### 東清剛議長

課長、回数とか。

#### 宮原俊也生涯学習課長

そのときによって違うと思うんですけども、少なくとも6回ぐらいはやられているはずでございます。年間ですね。

#### 東清剛議長

入江康仁君。

#### 8番 入江康仁議員

もう1点だけ、このさ、課長、実際さ、この孫太郎の補助に対しては、それは確かに必要などこはあると思うんですね、町を代表する孫太郎太鼓だから。だけど、やはり予算化

するにはね、何でも補正でボンボンあげてきたらいいというもんじゃないと思う。やっぱりこれ各課課長も一緒だけどやな、皆よう考えてみい。何でも補正であげたらいいというもんじゃない。やはり当初であげられるもんは、当初であげてきたらいいんです。これからそういうふうなやっぱりことをしてもらわな、何でも補正であげたいんだ、あげたらいいんだというたらね、当初予算の意味がないようになっていくから。そのところは課長どう思う。これどうしても補正であげやんならん理由があったかどうかということになってく、今度は。そうでしょう。

ただ、町行政に対してこれがどうしても補正で緊急にあげやなあかん案件かというたらさ、そうじゃないように思う。だから、やっぱりさあげる案件でもやっぱりその緊急性を持ったものに対しての補正予算であげてもらうのはわかるけど、それでないものは、やっぱりある程度の計画を持った当初にあげてくるのが、やっぱり予算のあげ方やないかなと思うけどもね。どうですか、そこは課長。

#### 東清剛議長

宮原生涯学習課長。

#### 宮原俊也生涯学習課長

このコミュニティ助成につきましては、一般財団法人自治総合センターがですね、募集をしておるものでございまして、この事業の募集につきましては、前年の10月に募集がございまして。そして事業採択されるのが3月末ということになりますので、当初予算ではあげることができません、時期的にですね。

この孫太郎太鼓の助成につきましても、3月の末にですね、自治総合センターのほうで助成について採択を受けましたので、今回、補正としてあげさせていただくものでございまして、6月補正というものにつきましては、その団体、紀伊長島孫太郎太鼓のほうからですね、夏の燈籠祭の出演もございまして、できるだけその出演に、新規購入については間に合わせたいという希望がございまして、今回、6月であげさせてもらったものでございまして。

これにつきましては10分の10でございまして、上限が250万円ということでございまして。ぴったりではございませぬので、少し250万円を超える部分につきましては、当会が負担するものとなってございまして。以上でございまして。

#### 東清剛議長

ほかにはございませぬか。

15番 中津畑正量君。

**15番 中津畑正量議員**

1点だけお聞きします。

歳出の10ページ、民生費の老人福祉総務費ですが、これは財源としては国や県の支出金で、この事業補助金として出されておりますが、ちょっと聞き逃したかもわかりませんが、この事業についての中身を少しお聞きしたい、説明願いたいということと。

これからも、こういう介護の関係については国や県からの財源のこの補助が出てくるのかどうか。これは先はわかりませんが、介護は特にやっぱり市町が請け負うところも随分出てくると思うんですが、そこら辺の見通しもわかっていたら、教えていただきたい。

**東清剛議長**

大谷福祉保健課長。

**大谷眞吾福祉保健課長**

お答えします。この補助金なんですけども、これまで介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金というのがございました。それが26年度で終了しましたけども、それに代わるものとして、この27年度に創設されたのが、この度の補助金でございます。以前の補助金は5年ぐらいの基金で運営されていたんですけども、今年度からは1年ごとの単位で基金運営されると、国が3分の2、県が3分の1支出するもので、県補助金として支出されます。

今後の見通しとしては、単年度ですので、その都度出てくると思います。

それから、この経緯なんですけども、今度の新しい補助制度は、今年の1月16日に、厚生労働省から県のほうに通達されまして、この事業について事前連絡がありました。それに基づいて、この調査を行うんですけども、内容は地域密着型サービス、この事業について適用できるものと、そういうことで、紀北町では広域連合が地域密着型サービス施設の認可を行っております。ただ、補助金は市町村を通して県に提出するものとなっております。

それから、今年5月に厚生労働省から知事宛にですね、国の交付要綱が決まったと、5月に決まったという連絡がありました。その内容は、補助金が1,500万円から3,200万円の間で、各都道府県で決めなさいというものでございました。まだ県は要綱を策定しておりませんが、県は3,200万円で補助したいという案を固めたそうです。それで今回、3,200万円ということで補正で計上させていただきました。以上でございます。

**東清剛議長**

ほかに質疑をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

---

#### 東清剛議長

次に、報告案件に入ります。

お諮りします。

3件の報告案件について、提案者から提案理由並びに内容説明を求めするため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、報告案件3件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることにいたします。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

なお、報告第3号については、提案者からの説明のみとなりますので、詳しく説明していただくようお願いいたします。

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

それでは、3件の報告案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

報告第1号 平成26年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、平成26年度紀北町一般会計補正予算(第5号)(第6号)及び(第7号)でご可決いただきました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、総額1億6,107万9,191円を平成27年度に繰り越すものとする繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。

報告第2号 平成26年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用についてでございますが、平成26年度紀北町水道事業会計予算につきまして、1,131万9,000円を平成27年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第7項の規定によりまして、議会に報告するもので

ございます。

報告第3号 専決処分の報告についてでございますが、平成27年4月6日、午前10時45分ごろ、紀北町海山リサイクルセンターにおきまして、環境管理課嘱託職員が運転する資源ごみ回収ダンプが後退中に、損害賠償の相手方の車両に追突し、損傷させる事故が発生しました。

その事故につきましては、本年4月16日、損害賠償額を7万258円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告しようとするものでございます。

今後、このような事故が発生しないように、引き続き事故防止のための対策に努力をしてまいります。

以上、3件の報告につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、報告第1号及び報告第2号の詳細につきましては、担当に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

報告第2号のところのですね、地方公営企業法第26条第3項の規定によりというのを、3項を7項と読み違えたということで、よろしくお願い申し上げます。

#### **東清剛議長**

それでは、続いて各報告案件の内容説明を求めます。

まず、報告第1号についての内容説明を求めます。

井谷哲財政課長。

#### **井谷哲財政課長**

それでは、報告第1号をご説明をさせていただきますので、議案書の66ページをご覧ください。

報告第1号 平成26年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成26年度紀北町一般会計補正予算（第5号）第2条、平成26年度紀北町一般会計補正予算（第6号）第2条及び平成26年度紀北町一般会計補正予算（第7号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）



第 146条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 6 月 9 日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、67ページの平成26年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書により、ご説明をさせていただきます。

この繰越明許費につきましては、平成26年12月議会定例会、一般会計補正予算（第 5 号）、本年 3 月議会定例会、一般会計補正予算（第 6 号）及び一般会計補正予算（第 7 号）により、繰り越しをお認めいただいたものでございますが、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、平成27年度に繰り越した経費について、繰越計算書を調製しましたので報告するものでございます。

繰越計算書の款、項、事業名、1 列飛ばして翌年度繰越額の欄をご覧ください。

繰越明許費により平成27年度に繰り越した事業は、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）事業で、4,628万 7,000円でございます。

第 4 項選挙費では知事選挙執行业で 114万 1,000円、県議会議員選挙執行业で 163 万 4,000円でございます。

第 5 款農林水産業費、第 3 項水産業費では、海岸保全施設整備事業で 5,118万円でございます。

第 6 款及び第 1 項ともに商工費では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）事業で 4,300万円でございます。

第 7 款土木費、第 3 項河川費では、急傾斜地崩壊対策事業で 997万 8,696円でございます。

第 4 項港湾費では、港湾施設整備事業負担金で 294万 8,495円でございます。

第 8 款及び第 1 項ともに消防費では、地震・津波災害避難路等整備事業で 491万円でございます。

以上、合計といたしまして 1 億 6,107万 9,191円を平成27年度に繰り越すもので、その財源につきましては、未収入特定財源として国県支出金 1 億 2,896万 7,000円と、地方債の 860万円で、一般財源は 2,321万 2,191円でございます。

以上で、報告第 1 号 平成26年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

## 東清剛議長

井谷哲財政課長。

## 井谷哲財政課長

失礼いたしました。地方債の金額は 890万円でございます。訂正させていただきます。  
どうも失礼しました。

## 東清剛議長

次に、報告第2号についての内容説明を求めます。

久保水道課長。

## 久保健作水道課長

それでは、報告第2号につきまして、ご説明いたします。

議案書の68ページをお願いいたします。

報告第2号 平成26年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について

平成26年度紀北町水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり繰越使用するので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成27年6月9日提出

紀北町長 尾上壽一

69ページをお願いいたします。

平成26年度紀北町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、表ですが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、事業名、長島大向井地区配水管支障移転工事、予算計上額1,131万9,000円、支払義務発生額0、翌年度繰越額1,131万9,000円、この財源内訳でございますが、国庫補助金0、企業債0、工事負担金0、損益勘定留保資金等1,131万9,000円でございます。不用額0、翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額0、説明、三重県が施工する県道バイパス道路建設工事が遅延したことにより、配水管支障移転工事もそれに伴い遅延したためと記載しておりますが、もう少し詳しくご説明させていただきます。

県道長島港古里線のバイパス工事に伴いまして、水道事業で県道敷地内に占用しておりました配水管が支障となることから、移転要請を受けての工事でございます。

具体的な施工箇所としましては、国道42号下り線の加田交差点を左折しますと、1kmほど先に中ノ島地区と海野地区を分岐する県道長島港古里線に合流します。その地点から中

ノ島方面に向かう大向地区でございます。当初、三重県では配水管移転部分に当たる工事区間につきまして、平成26年度内で実施する予定となっております、その移転要請を受けておりましたが、バイパス計画に対する地元要望等の調整により、平成27年度に繰り越しとなりまして、配水管の移転先が完成しなかったため、水道事業予算も同様に繰り越した次第でございます。

なお、移転要請を受けた配水管の延長は 85.42mで、移転工事につきましては6月1日に完成しております。

以上で、報告第2号 平成26年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用につきまして、報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

#### 東清剛議長

以上で、報告案件についての提案理由並びに内容説明を終わります。

これより質疑を行います。

---

### 日程第12

#### 東清剛議長

日程第12 報告第1号 平成26年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

質疑をされる方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

---

### 日程第13

#### 東清剛議長

次に、日程第13 報告第2号 平成26年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

質疑を終わります。

---

**東清剛議長**

次に、報告第3号については、基本的には「議会の委任による専決処分」であることから、質疑は行わないこととされていますが、先ほどの説明において内容等について不明確な点があれば、再度説明を求めるということで、発言を許したいと思います。

それでは、報告第3号についての発言をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

これで3件の報告案件についての質疑を終了し、聞き置くことといたします。

---

## 日程第15

**東清剛議長**

次に、日程第15 請願案件を議題といたします。

お手元の請願文書表のとおり、請願1件をここに受理することとし、別紙請願文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

谷事務局長。

**谷吉希議会事務局長**

それでは、請願文書表をご覧ください。

平成27年6月紀北町議会定例会

請願文書表

平成27年6月9日

種別 請願第1号

受理年月日 平成27年 5月29日

件名 「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」に関する請願書

請願の趣旨 「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」は、「日本国憲法の下では集団的行使は認められてない」とした歴代政府の憲法解釈を転換した「閣議決定」に基づき作成され、「集団的自衛権行使」を含む法案である。「集団的自衛権行使」は、多くの世論調査で賛成意見は少数で、反対意見や国会での慎重審議を求める意見が多数である。両法案の取扱いに関して、関係省庁に強く要求する。

請願者住所及び氏名 九条の会・きはく

代表委員 松葉 妥

代表委員 垣内美栄子

代表委員 奥川 英夫

紹介議員氏名 近澤チヅル 中津畑正量

付託委員会 総務産業常任委員会

以上でございます。

**東清剛議長**

以上で、請願案件の説明を終わります。

なお、受理した請願については、文書表のとおり所管の常任委員会に付託することになりますので、ご報告申し上げます。

---

**東清剛議長**

委員会付託表を配付するため、この場で暫時休憩いたします。

(午前 11時 40分)

---

**東清剛議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 41分)

---

## 東清剛議長

お諮りします。

本日、議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙、委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

なお、付託案件の審査については、明日の10日、水曜日は、総務産業常任委員会。

11日、木曜日は、教育民生常任委員会の開催ということであります。

開催時間は、いずれも午前9時30分からの開催といたします。

委員会の運営については、各委員長において取り計らいくださるようお願い申し上げます。

なお、追加議案についてであります。農業委員会委員の推薦について、会期中に協議をお願いすることとし、最終日の議事日程として取り扱いたいと考えております。

農業委員会委員の推薦については、議会内の組織構成が変わるまでの任期途中のことであるため、議会運営委員会での協議の結果、引き続き現委員を推薦することを確認され、全員協議会の場で提言していただくよう報告を受けております。

日程を調整し、会期中に全員協議会を開催し、協議をお願いすることとなりますので、ご了承ください。

---

## 東清剛議長

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

(午前 11時 42分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 27 年 11 月 11 日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 中津畑 正量